

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
次期会長候補者募集要項

1. 会長の任期

令和3年度臨時理事会（令和3(2021)年9月26日開催）終了時点から、
令和5年度定時評議員会（令和5(2023)年9月開催）終了時点まで。

2. 会長立候補者の募集期間

令和3年6月24日（木）公表～7月4日（日）18:00 まで必着

3. 会長立候補者の資格

- 1) 当連盟の登録会員
- 2) 年令制限

なし

※スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体＞対応として定年制導入を想定しており

本年9月25日時点で満73歳未満の候補者が望ましい

- 2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）第6条に定める「理事の欠格事由」に該当しないこと。
（欠格事由の詳細は別添。）

- 3) 立候補趣意書の提出

当連盟の運営等についての考えを、立候補時点に提出すること。

- 4) 推薦書の提出

「4. 推薦人の資格」の何れかに適合する推薦人5名からの推薦書を提出すること。

4. 推薦人の資格

- 1) 当連盟の加盟団体の代表者（会長）
- 2) 当連盟の現役員または役員経験者
- 3) 当連盟の現評議員

5. 会長立候補者の提出書類

- 1) 立候補届出書〔様式1〕
- 2) 立候補者経歴書〔様式2〕
- 3) 欠格事由に関する誓約及び同意書〔様式3〕
- 4) 立候補趣意書〔様式4〕
- 5) 推薦人5名からの推薦書〔様式5〕
- 6) 理事就任承諾書〔様式6〕

6. 立候補届出書類の提出先

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 506号室
公益財団法人日本アイスホッケー連盟 役員推薦委員会 委員長 細谷康次 宛
電話 03-5843-0375

7. 今後のスケジュール

- 1) 立候補締切日 令和3年7月4日(日)
- 2) 第2回役員推薦委員会令和3年7月6日(火)
会長立候補者の資格審査。
- 3) 予備投票の実施 令和3年7月7日(水)から7月20日(火)まで。
7月7日(水) 公示 予備投票用紙発送
7月18日(日) 午後12時選挙運動終了
7月20日(火) 午後6時予備投票受付終了(必着)
- 4) 第3回役員推薦委員会 令和3年7月21日(水)
開票。正式な会長候補者としての委員会議決。会長候補者へ理事・監事候補者の推薦依頼。
- 5) 会長推薦の理事・監事名簿の届出 令和3年8月10日(火)
会長推薦理事6名以上～11名以内、会長推薦監事3名以内
- 6) 第4回役員推薦委員会開催 令和3年8月13日(金)
理事・監事候補者の審査。正式な理事・監事候補者としての委員会議決。
- 7) 理事会 令和3年9月5日(日)
理事候補者・監事候補者を評議員会提案事項として審議。
- 8) 定時評議員会 令和3年9月25日(土)
理事・監事の選任。※理事候補者・監事候補者による自己紹介を予定
- 9) 臨時理事会の開催 令和3年9月26日(日)
会長・副会長・専務理事・常務理事を互選

8. 会長立候補についての公示

公益法人として、連盟運営の透明性を保つため、連盟ホームページに「お知らせ」として「会長立候補者の募集」を記載。

9. 会長の主な職務

法律的には代表理事として、連盟運営全般を統括する。

理事会及び業務執行会議を招集し議長を務める。

事務局規程第17条(事案の決裁)に基づく事務処理事案の決裁を行う。

以上



年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
役員推薦委員会 委員長 細谷康次 殿

次期会長 立候補 届出書

私は、貴委員会の次期会長立候補者・募集要項に則り、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の会長に立候補致しますので、経歴書、立候補趣意書、推薦書を添えて届け出ます。

立候補者氏名 _____ (印)
所属団体 _____
所属団体役職 _____

以上

欠格事由に関する誓約及び同意書

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 御中

私は、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号以下「認定法」という。）第6条第1号ロ、ハ及びニに規定する欠格事由に該当しないことを誓約します。

また、公益認定が取り消された場合には、同法第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、私の氏名及び生年月日の情報が他の行政庁に提供される場合のあることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
（平成十八年六月二日法律第四十九号）
（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
- 二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- 四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの
- 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの



公益財団法人日本アイスホッケー連盟

会長立候補 趣意書

氏 名 _____ ⑩

以上



年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
役員推薦委員会 委員長 細谷康次 殿

次期会長候補者 推薦書

私は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の次期会長に
「 _____ 」 氏を推薦致します。

推薦人資格

- 当連盟の加盟団体の代表者(団体名: _____)
- 当連盟の役員及び役員経験者 (理事 / 監事)
- 当連盟の評議員

氏名 _____ (印)

推薦理由

以上



就任承諾書

私は、令和3年9月25日開催の貴法人令和3年度定時評議員会にて、
貴法人の理事に選任された場合は、その就任を承諾いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____



公益財団法人日本アイスホッケー連盟 御中